

報道各位

新潟市市民生活課

「印鑑登録証明書」コンビニ交付サービスの停止について

コンビニ交付サービスを利用して本市が発行する証明書の内、システム連携の不具合により、既に廃印処理済である印鑑登録証明書の誤交付が確認されたことから、状況確認と今後の対応調整のため交付システムを一時停止しています。

■停止期間 令和5年5月12日（金）13時～16日（火）6時30分（予定）

- 経緯・対応
- 5/12
 - ・市民お一人から上記事象の申し出を受ける。
 - ・コンビニ交付システムを全面停止
 - (※システム連携の不具合が原因と特定)
 - ・システム事業者からの報告を受け、影響範囲が印鑑登録証明書に限定されることが確認されたため、当該証明以外の交付を再開
 - 5/14
 - ・追跡調査により、同様の事象を2件確認（ともに令和5年以降に交付されたもの）
 - ・加えて、同じ要件で誤交付の可能性のある事案を確認
 - 5/16
 - ・可能性のある事案については、個別にデータ修正を行うことで安全性を確保し、印鑑登録証明書のコンビニ交付を再開予定（※システム連携の不具合について並行して作業）
 - 5/18
 - ・システム連携の不具合を解消（予定）

※この件については、システム事業者である富士通 Japan 株式会社より、経緯と対応について公表されます。

※本案件の対応は15日19時までとさせていただきます。

問い合わせ先

新潟市市民生活課 担当：渡部

電話：025-226-1009（直通）

E-mail：shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp